

岩倉市放課後児童クラブ医療的ケア児支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、岩倉市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）において、医療的ケアを必要とする児童に対して看護師による医療的ケアを実施する岩倉市放課後児童クラブ医療的ケア児支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、法第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。

(対象児童)

第3条 クラブで医療的ケアを実施する児童（以下「対象児童」という。）は、法第2条第2項に規定する医療的ケア児であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) クラブへの入所を許可されている者
- (2) クラブでの集団生活及び看護師から医療的ケアを受けることについて、主治医の承認を得ている者

(医療的ケア実施申請及び決定)

第4条 クラブにおける医療的ケアの実施を希望する対象児童（クラブへの入所を予定している者を含む。）の保護者は、岩倉市放課後児童クラブにおける医療的ケア実施申請書（様式第1）に主治医意見書（様式第2）及び次に掲げる事項についての同意書（様式第3）を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 医療機関に対する診療報酬等（主治医指示書等に要する文書料、看護師等に対する主治医の指導等に係る費用等）及び医療的ケアの実施に必要な器具、消耗品等（以下「医療器具等」という。）に係る費用を負担すること。
- (2) 医療器具等を清潔な状態に保ち、クラブに持参すること。
- (3) 対象児童がクラブを利用する日ごとに、対象児童の健康状態を連絡票でクラブに知らせること。
- (4) 対象児童の体調等により、一時的に医療的ケアの内容に変更がある

ときは、事前に連絡票に記入し、クラブに知らせること。

- (5) 医療的ケアに係る必要書類の提出、主治医によるクラブにおける医療的ケアの実施のための個別研修（以下「個別研修」という。）への立会い、看護師が実施するクラブにおける医療的ケアへの一定期間の立会い等に協力すること。
- (6) やむを得ない事情により看護師が不在となる場合があること。また、看護師が不在となるときは、クラブの求めに応じて必要な協力をする
- こと。
- (7) 緊急連絡先をクラブに知らせること。
- (8) クラブにおいて看護師による医療的ケアを受けた後、次の医療的ケアの実施までの間に対象児童に異状を認めた場合は、速やかに主治医の診察を受けるとともに、クラブに知らせること。
- (9) 対象児童の通う小学校、保健センター、消防署等の関係機関との間で、情報共有を行うこと。
- (10) 看護師に対し、主治医指示書に記載された内容を提示すること。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、医療的ケアの実施の可否を決定し、岩倉市放課後児童クラブにおける医療的ケア実施決定通知書（様式第4）により、当該保護者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた保護者は、主治医指示書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（看護師の配置）

第5条 市長は、前条第2項の規定により対象児童へのクラブにおける医療的ケアの実施を決定したときは、対象児童が利用するクラブ（以下「対象クラブ」という。）に看護師を配置するものとする。

2 看護師の職務は、次のとおりとする。

- (1) クラブにおける対象児童への医療的ケア及び介助の実施
- (2) 対象児童に必要な医療的ケアに関する打合せ及び研修の受講
- (3) その他市長が必要と認めたこと。

（クラブにおける医療的ケア実施体制）

第6条 看護師は、対象クラブへの配置が決まったときは、当該対象クラブの職員又はこども家庭課職員及び対象児童の保護者の立会いの下で、個別研修を1回以上受けなければならない。主治医又は医療的ケアの内容

に変更があったときも、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該看護師が、対象クラブの職員又はこども家庭課職員の立会いの下、岩倉市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱（令和6年3月1日施行）第6条第1項の規定による主治医の研修を受けている場合は、前項の個別研修を受けたものとみなす。
- 3 看護師は、主治医指示書等に基づき、対象クラブにおける対象児童への医療的ケアを実施するものとする。
- 4 看護師は、医療的ケアの実施前又は実施中に対象児童の健康状態等に異状が認められた場合は、医療的ケアを中止した上で保護者に連絡し、その指示を受けるものとする。
- 5 看護師は、対象クラブで実施した医療的ケアの内容を、連絡票により保護者に報告するものとする。

（医療的ケアの実施内容の変更）

第7条 保護者は、主治医の指示により対象児童の医療的ケアの実施内容を変更しようとするときは、岩倉市放課後児童クラブにおける医療的ケア実施内容変更申請書（様式第6）に変更内容が記載された主治医指示書を添付して、速やかに市長に提出するものとする。ただし、対象児童の体調不良等のために、主治医の指示により一時的に医療的ケアの内容を変更する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、岩倉市放課後児童クラブにおける医療的ケア実施内容変更決定通知書（様式第7）により当該保護者に通知するものとする。

（医療的ケアの終了）

第8条 保護者は、主治医の指示により対象児童の医療的ケアの実施を終了しようとするときは、岩倉市放課後児童クラブにおける医療的ケア支援事業終了届（様式第8）に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 対象児童がクラブを退所したときは、この事業の利用は、終了したものとみなす。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。